

2023年1月27日

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（16 暗号資産交換業者関係）の
一部改正(案)に対する意見

一般社団法人 新経済連盟

提出意見

【該当箇所】

I-1 暗号資産の範囲等

I-1-1 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準

【質問および意見】

今般の I-1-1(注)①の改正案は、NFT の 1 号暗号資産"非"該当性について明確化しようとするものと理解する。一方、2 号暗号資産の該当性については特段注記されていないように見受けるが、他のガイドライン等で明確化されているのか。そうではない場合、今後同様に明確化する予定はあるか。

その上で、以下のようなケースにおいて、トークン A が 2 号暗号資産に該当するか否かについて、その根拠とともに伺いたい。

- 主としてゲーム内で使われることを想定した、トークン A を発行する。（このトークン A 自体は 1 号暗号資産に該当。）
- ゲーム内アイテムやキャラクターを NFT として生成し、ゲーム内マーケットで流通させる。
- 当該 NFT はトークン A 建てで不特定のユーザーとマーケット内で売買される。（ゲーム会社側は手数料を徴収。）

※補足

- 改正案によると、1 号暗号資産の該当性は「代価の弁済のために不特定の者に対して使用できる」ことを判断基準としており、①(注)イ及びロの要件をいずれも充足する場合は当該判断基準に照らしてこれに該当しないこととされている。
- 資金決済法によれば、2 号暗号資産は「不特定の者を相手方として 1 号暗号資産と相互に交換を行うことができる財産的価値」と定義されている。
- よって、①(注)イ及びロのいずれも充足するような場合は、同様に 2 号暗号資産にも該当しないものとしていただきたい。

以上